別紙

諮問第1469号

答 申

1 審査会の結論

本件非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。)に基づき、審査請求人が行った「〇〇区〇〇の土地及び土地の上の工作物(太陽光発電システム及び建設途中で中断した躯体など)の固定資産税の扱いが分かる文書一式」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和2年1月17日付けで行った本件非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求の対象となる文書として、土地認定調査票(以下「本件対象公文書」という。)並びに家屋調査票及び償却資産申告書(償却資産課税台帳)(以下併せて「本件請求文書」という。)を特定し、本件対象公文書については、その内容が条例7条2号、3号及び6号に該当する情報であることから非開示決定とし、本件請求文書については、その存否を明らかにすることにより、条例7条2号、3号及び6号に規定する非開示情報を開示することとなるため、条例10条により存否を明らかにしないで非開示決定としたものである。

4 審査会の判断

(1)審議の経過

本件審査請求については、令和2年3月23日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年9月17日に実施機関から理由説明書を、同年10月22日に審査請求 人から意見書を収受し、令和3年10月19日(第221回第一部会)から同年11月16日(第222回第一部会)まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書及び意見書における 主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以 下のように判断する。

ア 本件対象公文書及び本件請求文書について

本件開示請求は、特定地番の土地(以下「本件土地」という。)及び本件土地上の 工作物に係る固定資産税の取扱いが分かる文書一式を求めるものである。

実施機関は、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく固定資産税の賦課・徴収に係る業務のため、本件土地について作成した文書として本件対象公文書を特定し、条例7条2号、3号及び6号に該当するとして非開示決定を行った。また、本件土地上の工作物について作成する可能性がある文書として本件請求文書を特定し、その存否を答えるだけで、条例7条2号、3号及び6号に規定する非開示情報を開示することとなるとして、条例10条により存否を明らかにしないで非開示決定を行った。

審査請求人は、上記の各決定の取消しを求めていることから、審査会は、各決定の 妥当性について判断する。

イ 本件対象公文書に係る非開示決定の妥当性について

本件対象公文書は、本件土地に係る不動産取得税、固定資産税及び都市計画税(以下「固定資産税等」という。)を算出するために作成したものであり、土地の所在、所有者情報、地目・地区、認定地積、評価・認定の記録等が記載されている。

審査請求人は、本件土地の所有者が法人であることは登記簿等から明らかであり、 条例7条2号には該当しないとし、また、仮に本件対象公文書の一部に同条3号に該 当する情報が含まれているとしても、条例8条の規定により部分開示すべきであると 主張する。

このことについて、審査会が実施機関に確認したところ、本件対象公文書に記載される所有者情報は、固定資産税等の納税者に係る情報であり、登記簿に記載されている所有者と異なる場合があること、また、当該納税者に係る情報を含む本件対象公文書に記載された情報は、実施機関が当該納税者の協力に基づく調査を行い、当該納税

者の申告や、地方税法に規定する実施機関職員の質問検査権の行使により得たものであり、実施機関と当該納税者のみが知り得る情報であることの説明があった。さらに、 実施機関は、本件対象公文書について、非開示部分を除くと、開示される部分に記録 されている情報が公表情報のみとなり、開示請求の趣旨を満たさないこととなるので、 条例8条に規定する一部開示を行うべき場合に該当しないと主張する。

これらを踏まえて審査会が検討するに、実施機関は固定資産税等の課税に関する調査において、納税者の申告や、実施機関職員の質問検査権の行使により、必要な情報を得ているものであり、これらの情報は、実施機関と当該納税者のみが知り得る情報であって、一般には知られていないものであると認められる。当該調査の円滑な遂行のためには、納税者の協力が不可欠であるところ、調査によって得た情報を公にすることとなると、納税者との信頼関係が損なわれ、調査への円滑な協力を得ることが困難となり、正確な事実を把握できなくなるおそれがあるなど、固定資産税等の賦課又は徴収に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件対象公文書は、条例7条6号に該当し、同条2号及び3号該当性 を論じるまでもなく、非開示が妥当である。

なお、審査会は、本件対象公文書中に登記簿に記載されている情報と同一の情報が 記載されていることを確認したが、仮に当該情報のみを開示することとした場合、開 示される情報は登記簿の閲覧により得ることが可能なものであるから、開示される部 分に記録されている情報が公表情報のみとなるところ、そのような情報のみを開示す ることは、開示請求の趣旨にかなうものとは解されず、条例8条に規定する一部開示 を行うべき場合に該当するものとは認められない。

ウ 本件請求文書に係る非開示決定の妥当性について

本件請求文書は、本件土地上の工作物について作成する可能性がある文書であって、 家屋調査票は、家屋の所在や所有者情報とともに、家屋一棟ごとに行った実地調査に 基づく評価内容を記録するために作成する文書であり、償却資産申告書(償却資産課 税台帳)は、納税者から、所有する償却資産の所在、種類、数量、取得時期、取得価 額、耐用年数等、固定資産の価格の決定に必要な事項を記載した申告書として提出を 受ける文書である。

実施機関は、本件請求文書のうち、家屋調査票について、家屋の評価を行う物件に

ついて作成するものであり、未評価の物件については作成しないものであるから、その存否を答えることにより、当該家屋の課税状況を推察することが可能となること、また、償却資産申告書(償却資産課税台帳)について、納税者が所有する償却資産について申告する際に作成するものであるから、その存否を答えることにより、当該償却資産の課税状況を推察することが可能となることから、いずれも、外観からは明らかでない個人又は法人の財産に関する情報を明らかにすることとなると説明する。

これらを踏まえて審査会が検討するに、本件請求文書は、納税者の協力に基づく調査や、納税者の自主的な申告を受けて得られる情報であり、その存否を答えることにより、納税者の財産に関する情報が明らかになることとなると、納税者との信頼関係が損なわれ、調査への円滑な協力を得ることが困難となり、正確な事実を把握できなくなるおそれがあるなど、固定資産税等の賦課又は徴収に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件請求文書の存否を答えるだけで、条例7条6号に該当する非開示情報を開示することとなると認められ、同条2号及び3号該当性を論じるまでもなく、 実施機関が条例10条により存否を明らかにしないで非開示決定を行ったことは、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等において種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、中村 晶子